

特定個人情報保護評価書(重点項目評価書)

評価書番号	評価書名
11	枚方市 固定資産税・都市計画税事務 重点項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

枚方市は、固定資産税・都市計画税事務において特定個人情報ファイルを取り扱うに当たり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを理解し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置をもって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを、ここに宣言する。

特記事項

評価実施機関名

枚方市長

公表日

令和7年9月10日

項目一覧

I 基本情報
II 特定個人情報ファイルの概要
(別添1) 特定個人情報ファイル記録項目
III リスク対策
IV 開示請求、問合せ
V 評価実施手続
(別添2) 変更箇所

I 基本情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	固定資産税・都市計画税事務
②事務の内容	地方税法及び地方税法に基づく条例に従い、以下の固定資産税・都市計画税事務を行う。(別紙1参照) - 賦課事務 登記所より收受した登記済通知書等により固定資産税・都市計画税の賦課決定を行う。 - 通知事務 納税義務者に対し固定資産税・都市計画税の税額通知を行う。また、賦課決定内容に変更が生じた際、納税義務者に変更内容を通ずる。 - 減免事務 固定資産税・都市計画税の減免に関する事務を行う。 - 納税義務者宛名の特定等を行う宛名管理事務 相続人指定届・通知書により納税義務者宛名の特定等を行う。 - 台帳検索・印刷 名寄帳、土地課税台帳、家屋課税台帳、償却資産課税台帳の検索及び印刷を行う。 - 情報照会事務 他自治体等関係機関と課税状況等の情報照会・提供を行う。 - 証明事務 評価証明、公租公課証明等の発行を行う。
③対象人数	[10万人以上30万人未満] <選択肢> 1) 1,000人未満 3) 1万人以上10万人未満 2) 1,000人以上1万人未満 4) 10万人以上30万人未満
2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム	
システム1	
①システムの名称	税総合システム
②システムの機能	【宛名システム】 - 宛名情報管理機能 住民登録者、住民登録外者及び事業所の住所・氏名(名称)・送付先等の宛名情報を管理する。 【固定資産税・都市計画税システム】 - 地方税法及び地方税法に基づく条例による固定資産税・都市計画税の賦課に関する電算処理等(入力、照会、帳票発行、連携データ作成等)を行う。 【収納システム】 - 固定資産税・都市計画税システムから連携された賦課決定・更正情報を取りこむ。 - 納税義務者が納付した収納情報を入手し、収納システムに取り込む。
③他のシステムとの接続	[] 情報提供ネットワークシステム [] 市内連携システム [] 住民基本台帳ネットワークシステム [] 既存住民基本台帳システム [] 宛名システム等 [] 税務システム [] その他 (固定資産評価支援システム、家屋評価システム)
システム2～5	
システム2	
①システムの名称	家屋評価システム
②システムの機能	<家屋評価> - 作図機能 家屋図面を作成する。 - 家屋評価計算機能 図面や表で入力した値に基づき家屋評価を算出する。 - 家屋評価データ作成機能(税務システム連携用データ) 税務システムに取り込むための家屋評価データを作成する。 - 家屋表示データ取込み機能 税務システムで作成した家屋表示データをバッチ処理にて取り込む。
③他のシステムとの接続	[] 情報提供ネットワークシステム [] 市内連携システム [] 住民基本台帳ネットワークシステム [] 既存住民基本台帳システム

③他のシステムとの接続	☐ 宛名システム等 ☒ 税務システム ☐ その他 ()
システム3	
①システムの名称	固定資産評価支援システム
②システムの機能	<評価支援システム> - 土地・家屋評価データ取得(税務システム連携用データ) 基幹システムの土地・家屋情報データを属性情報の一部として取り込む。 - 検索、情報照会 属性情報を基に検索し、地図を表示する。属性情報を参照する。各種レイヤを地図上に表示する。 - 評価関連機能 属性情報、登記情報、航空写真、他課より取得したデータ等からレイヤを作成し、評価の参考とする。 - 画地計測機能 地図上に表示したレイヤを基に各種計測を行う。 - データファイリング機能 PDF化した書類や現場写真等をファイリングする。 <路線価算定システム> ・路線の付設 新規路線の付設、既存路線の修正を行う。 - 路線データ作成(税務システム連携用データ) 「1. 路線の付設」データを基幹システム用に作成する。 - シュミレーション機能 評価替えに向け、様々な観点からシュミレーションを行う。
③他のシステムとの接続	☐ 情報提供ネットワークシステム ☐ 庁内連携システム ☐ 住民基本台帳ネットワークシステム ☐ 既存住民基本台帳システム ☐ 宛名システム等 ☒ 税務システム ☐ その他 ()
システム4	
①システムの名称	団体内統合宛名システム(番号連携サーバ)
②システムの機能	- 宛名情報管理機能 統一識別番号が未登録の個人に対して統一識別番号を付番する。宛名情報を統一識別番号、個人番号と紐付けて保存し、管理する。 中間サーバー、既存業務システム等の要求に基づき、個人番号や統一識別番号に紐付く宛名情報を通知する。 - 情報照会機能 中間サーバーを通して他機関への情報照会要求を行い、照会結果を通知する。 - 情報提供機能 他機関へ提供する特定個人情報(連携対象)を中間サーバーへ連携する。 - 符号要求機能 情報連携の際に個人の識別子として用いる符号の取得要求を、既存住基システムや住基ゲートウェイに送信する。 - 権限管理機能 団体内統合宛名システムを利用する職員の認証、職員に付与された権限に基づいた各種機能の制御、特定個人情報(連携対象)へのアクセス制御を行う。
③他のシステムとの接続	☐ 情報提供ネットワークシステム ☐ 庁内連携システム ☐ 住民基本台帳ネットワークシステム ☒ 既存住民基本台帳システム ☐ 宛名システム等 ☒ 税務システム ☒ その他 (中間サーバー、既存各業務システム)
システム5	
①システムの名称	中間サーバー

②システムの機能	1. 符号管理機能 情報照会や情報提供の際に個人の識別子として用いる「符号」と自機関内で個人を特定するために利用する「統一識別番号」とを紐付け、その情報を保管・管理する。 2. 情報照会機能 情報提供ネットワークシステムを介して、他機関に対して情報提供の求めを発出するとともに、他機関から提供された情報を受領する。 3. 情報提供機能 情報提供ネットワークシステムを介して、他機関からの情報提供の求めを受領するとともに、他機関に対して提供する情報を発出する。 4. 既存システム接続機能 既存業務システム、団体内統合宛名システム、住基システムとの間で情報照会、情報提供、符号取得のための情報等について連携する。 5. 情報提供等記録管理機能 情報照会や情報提供があった旨の記録(＝情報提供等記録)を生成し、管理する。 6. 情報提供データベース管理機能 特定個人情報(連携対象)を副本として、保持・管理する。 7. データ送受信機能 情報提供ネットワークシステム(インターフェイスシステム)との間で情報照会、情報提供、符号取得のための情報等について連携する。 8. セキュリティ管理機能 情報を暗号化(あるいは復号)する。鍵情報及び照会許可照合リスト情報を管理する。 9. 職員認証・権限管理機能 中間サーバーを利用する職員の認証と職員に付与された権限に基づいた各種機能の制御、特定個人情報(連携対象)へのアクセス制御を行う。 10. システム管理機能 バッチの状況管理、業務統計情報の集計、移動状態の通知、保管期限切れ情報の削除を行う。
③他のシステムとの接続	☐ 情報提供ネットワークシステム ☐ 庁内連携システム ☐ 住民基本台帳ネットワークシステム ☐ 既存住民基本台帳システム ☒ 宛名システム等 ☐ 税務システム ☐ その他 ()
システム6～10	
システム6	
①システムの名称	庁内連携システム
②システムの機能	・統合データベース管理、連携機能 住民基本台帳情報や固定資産税・都市計画税情報等、各業務システムを利用する上で必要な情報を、業務連携用データベース(またはファイル)として保持し、庁内業務システム間の情報連携を行う機能。
③他のシステムとの接続	☐ 情報提供ネットワークシステム ☐ 庁内連携システム ☐ 住民基本台帳ネットワークシステム ☒ 既存住民基本台帳システム ☐ 宛名システム等 ☒ 税務システム ☒ その他 (既存各業務システム)
システム7	
①システムの名称	eLTAXシステム
②システムの機能	1. 申告データの審査と照会 償却資産の申告データを確認して、エラーがあればデータの修正を行い、申告データをすべて印刷する機能。
③他のシステムとの接続	☐ 情報提供ネットワークシステム ☐ 庁内連携システム ☐ 住民基本台帳ネットワークシステム ☐ 既存住民基本台帳システム ☐ 宛名システム等 ☒ 税務システム ☒ その他 (地方税ポータルセンタ(eLTAX))

システム11～15
システム16～20

3. 特定個人情報ファイル名		
固定資産税・都市計画税ファイル		
4. 個人番号の利用 ※		
法令上の根拠	・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（以下「番号法」という。）別表24の項 ・番号法第9条第2項及び同項の規定による枚方市個人情報の利用及び特定個人情報の提供に関する条例第3条第1項に規定する別表第1の9の項 ・番号法第9条第2項及び同項の規定による同条例第3条第1項に規定する番号法第19条第8号 ・番号法第9条第5項 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成25年5月31日法律第28号）により地方税法、国税通則法、所得税法の一部が改正され、税務関係書類に個人番号の記載を求める措置が講じられている。 以上の法令上の根拠より、税務事務である固定資産税・都市計画税業務において個人番号を利用する。	
5. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ※		
①実施の有無	[実施する]	<選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	【照会】 ・番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表48の項 【提供】 情報提供ネットワークシステムによる情報提供は実施しない。	
6. 評価実施機関における担当部署		
①部署	枚方市 市民生活部 資産税課	
②所属長の役職名	資産税課長	
7. 他の評価実施機関		
なし		

Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要

1. 特定個人情報ファイル名

固定資産税・都市計画税ファイル

2. 基本情報

①ファイルの種類 ※	[システム用ファイル]	<選択肢> 1) システム用ファイル 2) その他の電子ファイル(表計算ファイル等)
②対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満]	<選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
③対象となる本人の範囲 ※	枚方市の固定資産税・都市計画税納税義務者のうち個人番号を有する者	
	その必要性	・適正かつ公平な賦課の実現のため。 ・課税資料の名寄せ・突合の適正化・効率化のため。 ・各種申請・申告等に必要な添付書類が省略できるなどの納税者の利便性向上のため。
④記録される項目	[100項目以上]	<選択肢> 1) 10項目未満 2) 10項目以上50項目未満 3) 50項目以上100項目未満 4) 100項目以上
	主な記録項目 ※	・識別情報 [○] 個人番号 [] 個人番号対応符号 [○] その他識別情報(内部番号) ・連絡先等情報 [○] 5情報(氏名、氏名の振り仮名、性別、生年月日、住所) [○] 連絡先(電話番号等) [○] その他住民票関係情報 ・業務関係情報 [] 国税関係情報 [○] 地方税関係情報 [] 健康・医療関係情報 [] 医療保険関係情報 [] 児童福祉・子育て関係情報 [] 障害者福祉関係情報 [] 生活保護・社会福祉関係情報 [] 介護・高齢者福祉関係情報 [] 雇用・労働関係情報 [] 年金関係情報 [] 学校・教育関係情報 [] 災害関係情報 [] その他 ()
	その妥当性	・個人番号、4情報 : 本人確認、賦課の名寄せを行うために必要 ・その他識別情報(内部番号) : 個人番号との紐付けに必要 ・その他住民票関係情報、連絡先 : 固定資産税の調査事務、納税義務者への問い合わせに必要 ・地方税関係情報 : 賦課を行うために必要
	全ての記録項目	別添1を参照。
⑤保有開始日	平成28年1月1日	
⑥事務担当部署	枚方市 市民生活部 資産税課	

3. 特定個人情報の入手・使用

①入手元 ※		☐ 本人又は本人の代理人 ☐ 評価実施機関内の他部署 （健康福祉部福祉事務所生活福祉課） ☐ 行政機関・独立行政法人等 （ ） ☐ 地方公共団体・地方独立行政法人 （他市町村） ☐ 民間事業者 （ ） ☐ その他 （ ）
②入手方法		☐ 紙 ☐ 電子記録媒体（フラッシュメモリを除く。） ☐ フラッシュメモリ ☐ 電子メール ☐ 専用線 ☐ 庁内連携システム ☐ 情報提供ネットワークシステム ☐ その他 （住民基本台帳ネットワークシステム、eLTAXシステム）
③使用目的 ※		・適正かつ公平な賦課及び徴収実現のため、名寄せ・突合が効率的に行えるよう個人番号を利用する。 ・納税者が納税申告書を提出する際、住民票の添付が省略できるなどの納税者利便性向上のために利用する。
④使用の主体	使用部署	市民生活部 資産税課 市民生活部 市民課、市民生活政策課（各支所を含む）
	使用者数	[100人以上500人未満] <選択肢> 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上
⑤使用方法		1. 申告書受付事務 ・償却申告書に個人番号を出力し発送する。（プレ申告書の送付） ・納税義務者（代理人）より提出された償却申告書記載された個人番号を取得し、未登録の個人番号について内部識別番号である宛名番号と紐付ける。 2. 賦課決定事務、賦課更正事務 ・納税通知書に個人番号を記載する。 ・生活保護受給情報について情報提供ネットワークシステムを通じて照会を行い、固定資産税の減免判定を行う。 3. 固定資産税事務全般 ・本人確認を行う際に個人番号を使用する。
	情報の突合	・上記項番1において、内部識別番号の宛名番号と個人番号を紐付けて使用する。 ・上記項番2において、情報ネットワークシステムを介して符号で突合し、生活保護受給情報で固定資産税の減免判定を行う。 ・上記項番3において、個人番号カード等と個人番号で突合し、本人確認を行う。
⑥使用開始日		平成28年1月1日

4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託	
委託の有無 ※	委託する <選択肢> 1) 委託する 2) 委託しない (2) 件
委託事項1	
税務システム全般のシステム運用・保守業務	
①委託内容	
・システムの運用管理、パッチ処理の実行、オンライン稼働監視、職員からの問い合わせ対応や調査、作業指示書に基づくデータ抽出などの運用業務を行う。 ・アプリケーションに関する要望対応、障害対応、税制改正対応などの保守業務を行う。	
②委託先における取扱者数	10人未満 <選択肢> 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上
③委託先名	
富士通株式会社	
再委託	④再委託の有無 ※
	⑤再委託の許諾方法
	⑥再委託事項
再委託する <選択肢> 1) 再委託する 2) 再委託しない 再委託の契約の内容を書面により提出させ、当該再委託の契約の内容が、委託契約により委託先に課された全ての義務を再委託先に課すものである場合に限り、再委託の許諾を行う。	
⑥再委託事項	
・システムの運用管理、パッチ処理の実行、オンライン稼働監視、職員からの問い合わせ対応や調査、作業指示書に基づくデータ抽出などの運用業務 ・アプリケーションに関する要望対応、障害対応、税制改正対応などの保守業務	
委託事項2～5	
委託事項2	
地方税電子申告支援サービス提供業務	
①委託内容	
地方税の電子申告に関連して、一般社団法人地方税電子化協議会が運営するeLTAXポータルセンタと連携し、LGWAN回線を利用して、本市に設置する端末と受託業者が運営するサービスセンタ内に設置されたサーバと接続して、電子申告システムの照会・検索・保管等を行う。	
②委託先における取扱者数	10人以上50人未満 <選択肢> 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上
③委託先名	
TIS株式会社	
再委託	④再委託の有無 ※
	⑤再委託の許諾方法
	⑥再委託事項
再委託しない <選択肢> 1) 再委託する 2) 再委託しない	
委託事項6～10	
委託事項11～15	
委託事項16～20	

5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)	
提供・移転の有無	☐ 提供を行っている () 件 ☒ 移転を行っている (1) 件 ☐ 行っていない
提供先1	
①法令上の根拠	
②提供先における用途	
③提供する情報	
④提供する情報の対象となる本人の数	[] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	
⑥提供方法	☐ 情報提供ネットワークシステム ☐ 電子メール ☐ フラッシュメモリ ☐ その他 () ☐ 専用線 ☐ 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) ☐ 紙
⑦時期・頻度	
提供先2～5	
提供先6～10	
提供先11～15	
提供先16～20	
移転先1	健康福祉部 福祉事務所 生活福祉課
①法令上の根拠	番号法第9条第2項及び同項の規定による枚方市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例第3条第1項に規定する別表第1の8、16、21の項
②移転先における用途	生活保護法による保護の決定及び実施に関する事務 中国残留邦人等支援給付の支給に関する事務
③移転する情報	固定資産税情報
④移転する情報の対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	生活保護対象者又は中国残留邦人等支援給付対象者の課税情報
⑥移転方法	☐ 庁内連携システム ☐ 電子メール ☐ フラッシュメモリ ☐ その他 () ☐ 専用線 ☐ 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) ☒ 紙
⑦時期・頻度	随時
移転先2～5	
移転先6～10	
移転先11～15	
移転先16～20	

6. 特定個人情報の保管・消去	
保管場所 ※	＜枚方市における措置＞ 入退館管理カードにより入退室管理を行っている施設された管理区域内に設置したサーバで管理する。サーバへのアクセスはID／パスワードによる認証が必要となる。 ＜中間サーバー・プラットフォームにおける措置＞ ①中間サーバー・プラットフォームはデータセンターに設置しており、データセンターへの入館及びサーバー室への入室を厳重に管理する。 ②特定個人情報は、サーバー室に設置された中間サーバーのデータベース内に保存され、バックアップもデータベース上に保存される。
7. 備考	

(別添1) 特定個人情報ファイル記録項目

1. 期割税額、2. 期割税額差額、3. 期割税額増減件数、4. グループ番号、5. プレハブ区分、6. プレ申告作成年月日、7. 宛名番号、8. 按分元番号、9. 按分元室番、10. 異動入力開始年月日、11. 異動入力終了年月日、12. 異動年月日、13. 一点単価、14. 一般分専有床面積合計、15. 陸地割合、16. 延床面積、17. 屋号、18. 仮換地番号、19. 価格、20. 加算帳簿価額、21. 加算評価額、22. 家屋番号、23. 課税画地更新後、24. 課税画地更新前、25. 課税地積、26. 課税地目、27. 課税土地一筆更新後、28. 課税土地一筆更新前、29. 課税年度、30. 課税標準額、31. 課税標準額合計、32. 課税標準帳簿価額、33. 課税標準評価額、34. 課税上限額、35. 画地更新後、36. 画地更新前、37. 画地住宅戸数、38. 画地住宅用地割合、39. 画地住非区分、40. 画地総地積、41. 画地番号、42. 画地筆数、43. 画地履歴番号、44. 開始年度、45. 階数、46. 外筆管理番号、47. 該当階、48. 確定税額、49. 管理番号、50. 鑑定価格、51. 関連番号、52. 関連物件番号、53. 既課税額、54. 期割税額件数、55. 期別税額、56. 規約共用分専有床面積、57. 規約共用分専有床面積合計、58. 規約分専有床面積合計、59. 共有者宛名番号、60. 共用部住宅床面積、61. 共用部非住宅床面積、62. 業種種目、63. 区分所有減免開始年度期、64. 区分所有減免終了年度期、65. 区分所有減免適用区分、67. 区分所有減免率、68. 区分所有固定共用税額、69. 区分所有固定共用補正率、70. 区分所有更正事由、71. 区分所有更正年月日、72. 区分所有持分、73. 区分所有都計共用税額、74. 区分所有都計共用補正率、75. 区分所有非課税開始年度、76. 区分所有非課税終了年度、77. 区分所有非課税適用区分、78. 経過年数、79. 経年減点補正率、80. 軽減開始年度、81. 軽減終了年度、82. 軽減住宅戸数、83. 軽減床面積、84. 軽減地積、85. 軽減率、86. 決算期、87. 決定価格、88. 決定価格合計、89. 決定税額、90. 建築事由、91. 建物名称、92. 権利の目的、93. 権利原因、94. 権利原因年月日、95. 権利受付年月日、96. 減価償却年度、97. 減価率、98. 減少事由、99. 減少取得価額、100. 減免開始期、101. 減免開始年度、102. 減免終了期、103. 減免終了年度、104. 減免床面積、105. 減免税額、106. 減免税額合計、107. 減免税額帳簿、108. 減免税額帳簿合計、109. 減免税額評価、110. 減免税額評価合計、111. 減免相当帳簿価額、112. 減免相当帳簿価額合計、113. 減免相当評価額、114. 減免相当評価額合計、115. 減免対象課税、116. 減免対象課税合計、117. 減免地積、118. 減免率、119. 現況原因事由、120. 個人法人区分、121. 固定その他減免税額件数、122. 固定その他減免税額差額、123. 固定その他減免税額増減件数、124. 固定課税標準額、125. 固定課税標準額合計前年度、126. 固定課税標準額合計評価額、127. 固定課税標準額合計本則、128. 固定課税標準額合計本年度、129. 固定課税標準額合計本年度特例前、130. 固定課税標準額差額、131. 固定課税標準額前年度、132. 固定課税標準額本年度、133. 固定課税標準額、134. 固定課税標準額、135. 固定課税標準増減件数、136. 固定確定税額、137. 固定確定税額件数、138. 固定確定税額差額、139. 固定確定税額増減件数、140. 固定区分土地課税標準額、141. 固定区分土地課税標準額差額、142. 固定区分土地課税標準額、143. 固定区分土地課税標準額、144. 固定区分土地課税標準増減件数、145. 固定区分土地軽減税額、146. 固定区分土地軽減税額件数、147. 固定区分土地軽減税額差額、148. 固定区分土地軽減税額増減件数、149. 固定区分土地軽減対象課税標準額、150. 固定区分土地減免税額、151. 固定区分土地減免税額件数、152. 固定区分土地減免税額差額、153. 固定区分土地減免税額増減件数、154. 固定区分土地減免対象課税標準額、155. 固定区分土地税額、156. 固定区分土地税額件数、157. 固定区分土地税額差額、158. 固定区分土地税額増減件数、159. 固定軽減課税標準額、160. 固定軽減税額、161. 固定軽減税額件数、162. 固定軽減税額差額、163. 固定軽減税額増減件数、164. 固定軽減対象課税標準額、165. 固定減税額、166. 固定減免課税標準額、167. 固定減免課税標準額、168. 固定減免税額、169. 固定減免税額件数、170. 固定減免税額差額、171. 固定減免税額増減件数、172. 固定減免対象課税標準額、173. 固定合計課税標準額差額、174. 固定合計課税標準額、175. 固定合計課税標準増減件数、176. 固定差引後税額、177. 固定算出税額、178. 固定資産税額、179. 固定資産税額件数、180. 固定資産税額差額、181. 固定資産税額増減件数、182. 固定小規模課税標準額前年度、183. 固定小規模課税標準額評価額、184. 固定小規模課税標準額負担水準、185. 固定小規模課税標準額負担調整率、186. 固定小規模課税標準額本則、187. 固定小規模課税標準額本年度、188. 固定小規模課税標準額本年度特例前、189. 固定小規模課税標準額負担水準、190. 固定小規模課税標準額前年度、191. 固定小規模課税標準額評価額、192. 固定小規模課税標準額負担水準、193. 固定小規模課税標準額負担調整率、194. 固定小規模課税標準額本則、195. 固定小規模課税標準額本年度、196. 固定小規模課税標準額本年度特例前、197. 固定小規模課税標準額負担水準、198. 固定小規模課税標準額、199. 固定税額件数、200. 固定税額差額、201. 固定税額増減件数、202. 固定相当算出税額、203. 固定特例課税標準額、204. 固定特例課税標準額、205. 固定年税額差額、206. 固定年税額増減件数、207. 固定納付年税額、208. 固定納付年税額件数、209. 固定非住宅課税標準額前年度、210. 固定非住宅課税標準額前年度、211. 固定非住宅課税標準額前年度特例、212. 固定非住宅課税標準額前年度、213. 固定非住宅課税標準額評価額、214. 固定非住宅課税標準額負担水準、215. 固定非住宅課税標準額負担調整率、216. 固定非住宅課税標準額本則、217. 固定非住宅課税標準額本年度、218. 固定非住宅課税標準額本年度特例前、219. 固定非住宅課税標準額負担水準、220. 固定非住宅課税標準額、221. 控除前評点、222. 控除帳簿価額、223. 控除評価額、224. 更新後一棟情報、225. 更新後一棟情報、226. 更新後課税一棟集計情報、227. 更新後賦課情報、228. 更新後明細情報、229. 更新前一棟情報、230. 更新前課税一棟集計情報、231. 更新前賦課情報、232. 更新前明細情報、233. 更正期別、234. 更正決定年月日、235. 更正後物件所在地漢字、236. 更正事由、237. 更正年月日、238. 更正年度、239. 構成員宛名番号、240. 構成員持分番号、241. 号番、242. 合算区分、243. 催告状況、244. 再建築費評点、245. 採用不整形地補正率、246. 災害、247. 三角地計算開始年度、248. 残存率帳簿、249. 残存率評価、250. 市街化区分、251. 市街化適用年度、252. 氏名漢字、253. 資産の所在地、254. 資産課税標準額、255. 資産課税標準額差額、256. 資産課税標準額、257. 資産課税標準額、258. 資産課税標準増減件数、259. 資産確定税額、260. 資産確定税額件数、261. 資産確定税額差額、262. 資産確定税額増減件数、263. 資産減免税額、264. 資産減免税額件数、265. 資産減免税額差額、266. 資産減免税額増減件数、267. 資産減免対象課税標準額、268. 資産税額、269. 資産税額件数、270. 資産税額差額、271. 資産税額増減件数、272. 資産年税額差額、273. 資産年税額増減件数、274. 資産納付年税額、275. 資産納付年税額件数、276. 資産名称、277. 資本金、278. 事業開始年月日、279. 持分番号、280. 時点修正率、281. 室番、282. 主要路線価番号、283. 取得価額、284. 取得価額合計、285. 取得年月、286. 種類区分、287. 受付番号、288. 需給補正率、289. 終了年、290. 住宅割合、291. 住宅戸数、292. 住宅部分床面積、293. 住宅用地割合、294. 所在地、295. 償却明細異動後、296. 償却明細異動後、297. 償却明細異動前、298. 償却明細異動前、299. 小規模住宅用地割合、300. 小規模外用地、301. 小規模住宅用地割合、302. 小規模地積、303. 床面積、304. 上昇率、305. 状況類似番号、306. 職員番号、307. 申告受付日、308. 申告書受付年月日、309. 申告書発送年月日、310. 申告書発送番号、311. 申告年度、312. 申告連番、313. 人数、314. 数量、315. 正面その他補正率、316. 正面奥行価格通減率、317. 正面奥行距離実測、318. 正面奥行長大補正率、319. 正面間口距離実測、320. 正面間口狭小補正率、321. 正面評点、322. 正面路線価、323. 税目、324. 税理士宛名番号、325. 税理士氏名、326. 税理士住所、327. 税理士電話番号、328. 積雪補正率、329. 専有床面積、330. 前基準年経年減点補正率、331. 前基準年再建築費評点、332. 前基準年上昇率、333. 前基準年評価額、334. 前、準年平米当再建築費評点、335. 前基準年理論評価額、336. 前年取得価額、337. 前年取得価額合計、338. 前年中減少価額、339. 前年中減少価額合計、340. 前年中取得価額、341. 前年中取得価額合計、342. 前年度価格、343. 前年度帳簿価額、344. 前年度帳簿価額合計、345. 前年度評価額、346. 前年度評価額合計、347. 想定整形地積、348. 増加月、349. 増加事由、350. 増加率、351. 増減調定額、352. 造成費、353. 側方1その他補正率、354. 側方1奥行価格通減率、355. 側方1奥行距離実測、356. 側方1奥行長大補正率、357. 側方1加算率、358. 側方1間口距離実測、359. 側方1間口狭小補正率、360. 側方1評点、361. 側方1路線価、362. 側方2その他補正率、363. 側方2奥行価格通減率、364. 側方2奥行距離実測、365. 側方2奥行長大補正率、366. 側方2加算率、367. 側方2間口距離実測、368. 側方2間口狭小補正率、369. 側方2評点、370. 側方2路線価、371. 損耗補正率、372. 耐用年数、373. 耐用年数変更耐年、374. 耐用年数変更年度、375. 宅地等本則年度、376. 単価、377. 担当者氏名、378. 担当者電話番号、379. 地区、380. 帳簿価額、381. 帳簿価額合計、382. 町丁名、383. 調査内容、384. 調査年月日、385. 調査番号、386. 調定年月日、387. 調定年度、388. 陳腐化耐用年数、389. 陳腐化年度、390. 通知書番号、391. 通知年月日、392. 通路開設計算開始年度、393.

通路開設補正率、394. 訂正書整理番号、395. 適用年数、396. 登記延床面積、397. 登記屋根、398. 登記階層、399. 登記建築日、400. 登記構造、401. 登記種類、402. 登記所在地、403. 登記床面積、404. 登記地積、405. 登記地目、406. 都計その他減免税額件数、407. 都計その他減免税額差額、408. 都計その他減免税額増減件数、409. 都計課税標準額、410. 都計課税標準額合計前年度、411. 都計課税標準額合計評価額、412. 都計課税標準額合計本則、413. 都計課税標準額合計本年度、414. 都計課税標準額合計本年度特例前、415. 都計課税標準額差額、416. 都計課税標準額前年度、417. 都計課税標準額本年度、418. 都計課税標準額、419. 都計課税標準額増減件数、420. 都計課税標準額増減件数、421. 都計確定税額、422. 都計確定税額件数、423. 都計確定税額差額、424. 都計確定税額増減件数、425. 都計区分土地課税標準額、426. 都計区分土地課税標準額差額、427. 都計区分土地課税標準額、428. 都計区分土地課税標準額、429. 都計区分土地課税標準額増減件数、430. 都計区分土地軽減税額、431. 都計区分土地軽減税額件数、432. 都計区分土地軽減税額差額、433. 都計区分土地軽減税額増減件数、434. 都計区分土地軽減対象課税標準額、435. 都計区分土地減免税額、436. 都計区分土地減免税額件数、437. 都計区分土地減免税額差額、438. 都計区分土地減免税額増減件数、439. 都計区分土地減免税対象課税標準額、440. 都計区分土地税額、441. 都計区分土地税額件数、442. 都計区分土地税額差額、443. 都計区分土地税額増減件数、444. 都計軽減課税標準額、445. 都計軽減税額、446. 都計軽減税額件数、447. 都計軽減税額差額、448. 都計軽減税額増減件数、449. 都計軽減対象課税標準額、450. 都計減税額、451. 都計減免税額、452. 都計減免税標準額、453. 都計減免税額、454. 都計減免税額件数、455. 都計減免税額差額、456. 都計減免税額増減件数、457. 都計減免税対象課税標準額、458. 都計合計課税標準額差額、459. 都計合計課税標準額、460. 都計合計課税標準額増減件数、461. 都計差引後税額、462. 都計算出税額、463. 都計小規外課税標準額前年度、464. 都計小規外課税標準額評価額、465. 都計小規外課税標準額負担水準、466. 都計小規外課税標準額負担調整率、467. 都計小規外課税標準額本則、468. 都計小規外課税標準額本年度、469. 都計小規外課税標準額本年度特例前、470. 都計小規外課税標準額類似比準割合、471. 都計小規模課税標準額前年度、472. 都計小規模課税標準額評価額、473. 都計小規模課税標準額負担水準、474. 都計小規模課税標準額負担調整率、475. 都計小規模課税標準額本則、476. 都計小規模課税標準額本年度、477. 都計小規模課税標準額本年度特例前、478. 都計小規模課税標準額類似比準割合、479. 都計小規模課税標準額、480. 都計税額件数、481. 都計税額差額、482. 都計税額増減件数、483. 都計相当算出税額、484. 都計特例課税標準額、485. 都計特例課税標準額、486. 都計年税額差額、487. 都計年税額増減件数、488. 都計納付年税額、489. 都計納付年税額件数、490. 都計非住宅課税標準額前年度、491. 都計非住宅課税標準額本年度、492. 都計非住宅課税標準額本年度特例、493. 都計非住宅課税標準額前年度、494. 都計非住宅課税標準額評価額、495. 都計非住宅課税標準額負担水準、496. 都計非住宅課税標準額負担調整率、497. 都計非住宅課税標準額本則、498. 都計非住宅課税標準額本年度、499. 都計非住宅課税標準額本年度特例前、500. 都計非住宅課税標準額類似比準割合、501. 都計非住宅課税標準額類似比準割合、502. 都市計画税額、503. 都市計画税額件数、504. 都市計画税額差額、505. 都市計画税額増減件数、506. 土地一筆価格更新後、507. 土地一筆価格更新前、508. 土地一筆更新後、509. 土地一筆更新前、510. 棟数、511. 棟番、512. 当初平米当再建築費評点数、513. 道路幅員計算開始年度、514. 道路幅員実測、515. 道路幅員補正率、516. 特記情報、517. 特例開始年度、518. 特例減少課税標準額、519. 特例減少課税標準額合計、520. 特例減少帳簿価額、521. 特例減少帳簿価額合計、522. 特例減少評価額、523. 特例減少評価額合計、524. 特例終了年度、525. 特例床面積、526. 特例地積、527. 特例率、528. 二方その他補正率、529. 二方奥行価格通減率、530. 二方奥行距離実測、531. 二方奥行長大補正率、532. 二方加算率、533. 二方間口距離実測、534. 二方間口狭小補正率、535. 二方評点数、536. 二方路線番号、537. 年税額、538. 年税額過年度合計、539. 年税額差額、540. 年税額増減件数、541. 年度、542. 納期限、543. 納税組合番号、544. 納付年税額、545. 納付年税額件数、546. 農地区分、547. 農地転用期限、548. 農地転用区分、549. 農地転用条項区分、550. 農地転用年月日、551. 農地転用目的、552. 農地本則年度、553. 免取得価格、554. 非課税開始年度、555. 非課税終了年度、556. 非課税床面積、557. 非住宅、558. 非住宅割合、559. 非住宅地積、560. 非住宅部分床面積、561. 筆数、562. 標準地奥行距離、563. 標準地番号、564. 標準地路線価更新前、565. 標準地路線価番号、566. 表示の目的、567. 表示原因、568. 表示原因年月日、569. 表示受付年月日、570. 評価額、571. 評価額合計、572. 評価計算開始年度、573. 評価戸数、574. 評点数、575. 不均衡、576. 不整形想定奥行実測、577. 不整形想定間口実測、578. 不整形地計算開始年度、579. 不整形地補正率、580. 敷地権、581. 敷地権持分、582. 賦課修正理由、583. 物件数、584. 物件数、585. 物件番号、586. 物件番号、587. 物件番号、588. 分合筆受付年月日、589. 分離対象番号、590. 分離対象室番、591. 分離対象物件番号、592. 平米当り評点数、593. 平米当再建築費評点数、594. 閉鎖年度、595. 補正、596. 補正開始年、597. 補正終了年、598. 補正率、599. 方法、600. 本年度価格、601. 本年度帳簿価額、602. 本年度評価額、603. 未完成、604. 未残高、605. 未残高合計、606. 無道路遠い奥行実測、607. 無道路奥行価格通減率、608. 無道路近い奥行実測、609. 無道路地計算開始年度、610. 無道路補正率、611. 名義人宛名番号、612. 名義人氏名、613. 名義人持分番号、614. 名義人住所、615. 明細SEQ番号、616. 明細延床面積、617. 明細屋根、618. 明細階層、619. 明細原因事由、620. 明細原因年月日、621. 明細更正事由、622. 明細更正年月日、623. 明細構造、624. 明細種類、625. 明細床面積、626. 明細数、627. 明細数合計、628. 明細番号、629. 明細用途、630. 免税点判定、631. 面積計算開始年度、632. 木非区分、633. 用途地区区分、634. 用途変更経過年数、635. 用途変更年、636. 履歴番号、637. 理論評価額、638. 路線価、639. 個人番号、640. 法人番号

Ⅲ リスク対策 ※(7. ②を除く。)

1. 特定個人情報ファイル名	
固定資産税・都市計画税ファイル	
2. 特定個人情報の入手（情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。）	
リスク： 目的外の入手が行われるリスク	
リスクに対する措置の内容	①償却申告書からの入手（紙、電子データ） → 納税義務者等が地方税法第383条の規定に基づき、償却申告書を提出する場合、法令・通達により手続に必要な事項を規定した様式を示すことで、不必要な情報の入手の防止に努めている。 ②その他（窓口対応、電話対応、減免申請書など） → 固定資産税業務に関係のない情報を入手しないよう、職員に対する教育を徹底する。窓口申請書は必要な情報のみを記載する様式とする。 システム全体としては固定資産税の課税事務に必要な項目は入力できないよう制限し、必要な情報以外を入手することを防止している。
リスクへの対策は十分か	[十分である] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
特定個人情報の入手（情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。）におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置	
・届出・申請内容や本人の住所、氏名、生年月日等が相違ないか、システムへの入力後、入力した職員とは別の職員が届出・申請内容とシステムの入力内容を照合し、確認を行う。 ・端末のディスプレイを、来庁者から見えない位置に置き、対応に係る書類等の内容が、他の職員や来庁者の目に触れることを防止する。 ・提出を受けた後、システム入力等の処理を終えた申請書等の書類については、施錠可能な所定の保管場所に保管することにより、情報の漏えい、紛失を防止する。	
3. 特定個人情報の使用	
リスク1： 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスク	
リスクに対する措置の内容	・システム全般の利用に係る証跡（ログ）を取得する。 ・特定個人情報の提供は、法令等の規定がある場合以外は認められない旨を職員等に周知する。 ・職員を対象に、個人情報保護及び情報セキュリティに関する研修や注意喚起を行い、業務外利用の禁止等について徹底する。新たに配属になった職員には、個人情報保護及び情報セキュリティに関する研修を別途行う。 ・委託先に対しては業務外で使わないよう仕様書に定め、個人情報保護にかかる誓約書を提出させる。再委託先も同様に扱う。 ・委託先等の従業者については、契約時に、業務上知り得た情報の業務外利用の禁止に関する条項を含む誓約書に署名をさせる。 ・アクセス記録管理を行っており、業務外利用をした場合には特定可能であることを職員に周知し、事務外の利用を抑止している。
リスクへの対策は十分か	[十分である] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
リスク2： 権限のない者（元職員、アクセス権限のない職員等）によって不正に使用されるリスク	
ユーザ認証の管理	[行っている] <選択肢> 1) 行っている 2) 行っていない
具体的な管理方法	・端末にアクセスするためのカード認証と、システムにアクセスするためのID・パスワードによる認証を行っており、業務上、必要最低限に限定した特定の職員や作業従事者のみが照会できるようにしている。また、当該職員の職責によりアクセス権限を設定している。 ・利用範囲の認可機能により、その使用者がシステム上で利用可能な機能を制限することで、不適切な方法による情報の入手が行えない対策を実施している。

その他の措置の内容	・アクセス権限が必要になった場合、更新権限の必要があるか、照会権限のみでよいかを確認し、必要なアクセス権限のみを申請し課長が承認、当該IDを発効させる。 ・定期的または異動・退職等で権限が失効した場合、権限の失効を申請し課長が承認、当該IDを失効させる。 ・固定資産税事務では、情報提供ネットワークシステムを通じた照会により生活保護受給情報を取得する。その際に固定資産税事務に必要な取得が行われないよう、職員に対する教育を徹底する。
リスクへの対策は十分か	〔 十分である 〕 ＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

特定個人情報の使用におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置

- ・端末のディスプレイを、来庁者から見えない位置に置き、応対に係る書類等の内容が、他の職員や来庁者の目に触れることを防止する。
- ・端末機の画面を開けたまま、又は書類を机の上に広げたまま離席はせず、離席時には必ずログオフを行う。
- ・税総合システムへのアクセスIDとパスワードを、情報取扱者ごとに付与することにより、権限のない職員による情報の取扱いを抑止する。
- ・税総合システムで定期的にアクセスログを取得し、磁気ディスクに記録し、操作履歴を解析する。操作履歴の解析により不正な操作の疑いがある場合は、申請書等との整合性を確認する。
- ・税総合システムから抽出するデータは、特定個人情報をダウンロードできない仕組みとなっている。

4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託		[] 委託しない	
リスク：委託先における不正な使用等のリスク			
委託契約書中の特定個人情報ファイルの取扱いに関する規定	[定めている]	<選択肢> 1) 定めている 2) 定めていない	
規定の内容	委託先に対し、以下の事項を義務付ける「個人情報保護に関する特記仕様書」を提示する。 ・番号法等の関係法令の遵守・秘密の保持・取扱区域外への情報持ち出しの禁止・目的外利用の禁止・複製の禁止・情報の返却、消去、廃棄・従業員の特定・従業員への監督及び教育・市の検査、報告の求めへの応諾・漏えい等事案に係る損害の賠償・再委託の条件・再委託先に対する監督とその履行状況の報告・その他枚方市保有個人情報安全管理規程に基づき職員が実施する措置に準じた措置の実施・特記仕様書に違反する行為の契約解除事由への該当		
再委託先による特定個人情報ファイルの適切な取扱いの担保	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない 4) 再委託していない	
具体的な方法	再委託の契約の内容を書面により提出させ、当該再委託の契約の内容が、委託契約により委託先に課された全ての義務を再委託先に課すものである場合に限り、再委託の許諾を行う。		
その他の措置の内容	・委託先に対しては業務外で使用しないよう仕様書に定め、個人情報保護にかかる誓約書を提出させる。再委託先も同様に扱う。 ・委託先等の従業者については、契約時に、業務上知り得た情報の業務外利用の禁止に関する条項を含む誓約書に署名をさせる。		
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている	
特定個人情報ファイルの取扱いの委託におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置			
業務委託契約により、枚方市が規定する関係法令の遵守と個人情報保護に関する特記仕様書の遵守及び誓約書の提出を資格要件とする。			

5. 特定個人情報の提供・移転（委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。）		[] 提供・移転しない
リスク：不正な提供・移転が行われるリスク		
特定個人情報の提供・移転に関するルール	[定めている] <選択肢> 1) 定めている 2) 定めていない	
ルールの内容及びルール遵守の確認方法	・他課の事務に属する情報を利用しようとする場合は、当該事務を所管する部署の承認を受けなければならない。 ・審査の結果、承認されたものについてのみ、情報の移転を行う。	
その他の措置の内容	・違反行為を行った場合は、法令の罰則規定により措置を講じる。 ・個人番号の盗用等が発生した場合は、番号法第7条第2項により、職権及び該当者からの申請により、個人番号の変更を行う。	
リスクへの対策は十分か	[十分である] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている	
特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置		
情報を移転する対象者について間違いがないか、また、使用用途に相違はないかについて、移転決裁する際に複数人での確認を行う。		

6. 情報提供ネットワークシステムとの接続		[] 接続しない(入手)	[] 接続しない(提供)
リスク1: 目的外の入手が行われるリスク			
リスクに対する措置の内容	<枚方市における措置> 番号法等の規定に基づき認められている範囲内においてのみ特定個人情報の照会を行う。 <中間サーバー・プラットフォームにおける措置> ①情報照会機能(※1)により、情報提供ネットワークシステムに情報照会を行う際には、情報提供許可証の発行と照会内容の照会許可照会リスト(※2)との照合を情報提供ネットワークシステムに求め、情報提供ネットワークシステムから情報提供許可証を受領してから情報照会を実施することになる。つまり、番号法上認められた情報連携以外の照会を拒否する機能を備えており、目的外提供やセキュリティリスクに対応している。 ②中間サーバーの職員認証・権限管理機能(※3)では、ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑止する仕組みになっている。 (※1)情報提供ネットワークシステムを使用した特定個人情報の照会、及び照会した情報の受領を行う機能。 (※2)番号法第19条第8号及び第9号に基づき、事務手続きごとに情報照会者、情報提供者、照会・提供可能な特定個人情報をリスト化したもの。 (※3)中間サーバーを利用する職員の認証と職員に付与された権限に基づいた各種機能や特定個人情報へのアクセス制御を行う機能。		
リスクへの対策は十分か	[十分である] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている		
リスク2: 不正な提供が行われるリスク			
リスクに対する措置の内容			
リスクへの対策は十分か	[] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている		
情報提供ネットワークシステムとの接続に伴うその他のリスク及びそのリスクに対する措置			
<中間サーバー・ソフトウェアにおける措置> ①中間サーバーの職員認証・権限管理機能では、ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑止する仕組みになっている。 ②情報連携においてのみ情報提供用個人識別符号を用いることが、システム上、担保されており、不正な名寄せが行われるリスクに対応している。 <中間サーバー・プラットフォームにおける措置> ①中間サーバーと既存システム、情報提供ネットワークシステムとの間は、高度なセキュリティを維持した行政専用のネットワーク(総合行政ネットワーク等)を利用することにより、安全性を確保している。 ②中間サーバーと団体については、VPN(バーチャルプライベートネットワーク:通信事業者の公衆回線を使用して構築された仮想的な組織内ネットワーク)等の技術を利用し、団体ごとに通信回線を分離するとともに、通信を暗号化することで安全性を確保している。 ③中間サーバー・プラットフォームでは、特定個人情報を管理するデータベースを地方公共団体ごとに区分管理(アクセス制御)しており、中間サーバー・プラットフォームを利用する団体であっても他団体が管理する情報には一切アクセスできない。 ④特定個人情報の管理を地方公共団体のみが行うことで、中間サーバー・プラットフォームの保守・運用を行う事業者の情報流出等のリスクを極小化する。			
7. 特定個人情報の保管・消去			
リスク: 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスク			
①事故発生時手順の策定・周知	[十分に行っている] <選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない		
②過去3年以内に、評価実施機関において、個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし] <選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし		
その内容	該当無し		
再発防止策の内容	該当無し		

その他の措置の内容	該当無し	
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
特定個人情報の保管・消去におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置		
1. 物理的対策 <枚方市における措置> ・サーバーの盗難を防ぐために、施錠ができる場所等に保管し、施錠をしている。また、設置場所への入退室は磁気カードにより記録している。 ・停電(落雷等)によるデータの消失を防ぐために、サーバーに無停電電源装置等を付設している。 ・火災によるデータ消失を防ぐために、施設内に消火設備を完備している。 <中間サーバー・プラットフォームにおける措置> ・中間サーバー・プラットフォームをデータセンターに構築し、設置場所への入退室者管理、有人監視及び施錠管理をすることとしている。また、設置場所はデータセンター内の専用の領域とし、他テナントとの混在によるリスクを回避する。 2. 技術的対策 <枚方市における措置> ・ネットワークを通じて悪意の第三者が侵入しないよう、ファイアウォール・不正侵入防止装置(IPS)を設置している。 ・インターネットとつながらないようにネットワークを分けている。 ・コンピュータウイルス対策ソフトウェアを導入しており、パターンファイルも最新版が適用されるよう管理している。 ・OSには必要に応じてパッチ適用を実施している。 <中間サーバー・プラットフォームにおける措置> ①中間サーバー・プラットフォームでは、UTM(コンピュータウイルスやハッキングなどの脅威からネットワークを効率的かつ包括的に保護する装置)等を導入し、アクセス制限、侵入検知及び侵入防止を行うとともに、ログの解析を行う。 ②中間サーバー・プラットフォームでは、ウイルス対策ソフトを導入し、パターンファイルの更新を行う。 ③導入しているOS及びミドルウェアについて、必要に応じてセキュリティパッチの適用を行う。		

8. 監査	
実施の有無	☐ 自己点検 ☐ 内部監査 ☐ 外部監査
9. 従業者に対する教育・啓発	
従業者に対する教育・啓発	☐ 十分に行っている ☐ 十分に力を入れて行っている ☐ 十分に力を入れていない
具体的な方法	<枚方市における措置> ・職員に対しては、情報セキュリティと個人情報保護に関する研修を行う。 ・委託業者に対しては、個人情報保護に関する特記仕様書を提示し、個人情報保護に関する教育を適宜実施することを義務付ける。 <中間サーバー・プラットフォームにおける措置> ①中間サーバー・プラットフォームの運用に携わる職員及び事業者に対し、セキュリティ研修等を実施することとしている。 ②中間サーバー・プラットフォームの業務に就く場合は、運用規則等について研修を行うこととしている。
10. その他のリスク対策	
<中間サーバー・プラットフォームにおける措置> 中間サーバー・プラットフォームを活用することにより、統一した設備環境による高レベルのセキュリティ管理（入退室管理等）、ITリテラシの高い運用担当者によるセキュリティリスクの低減、及び技術力の高い運用担当者による均一的で安定したシステム運用・監視を実現する。	

IV 開示請求、問合せ

1. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
①請求先	郵便番号573-8666 大阪府枚方市大垣内町2丁目1番20号 枚方市 総務部 コンプライアンス推進課 072-841-1294
②請求方法	個人情報の保護に関する法律に基づき、保有個人情報の開示等請求を受け付ける。
③法令による特別の手続	—
④個人情報ファイル簿への不記載等	—
2. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
①連絡先	郵便番号573-8666 大阪府枚方市大垣内町2丁目1番20号 枚方市 市民生活部 資産税課 072-841-1361
②対応方法	上記記載の窓口へ直接訪問、もしくは電話による問い合わせにより対応する。 問い合わせの受付時に受付票を起票し、対応について記録を残す。

V 評価実施手続

1. 基礎項目評価	
①実施日	令和7年9月10日
②しきい値判断結果	[基礎項目評価及び重点項目評価の実施が義務付けられる] <選択肢> 1) 基礎項目評価及び重点項目評価の実施が義務付けられる 2) 基礎項目評価の実施が義務付けられる(任意に重点項目評価を実施) 3) 特定個人情報保護評価の実施が義務付けられない(任意に重点項目評価を実施)
2. 国民・住民等からの意見の聴取【任意】	
①方法	—
②実施日・期間	—
③主な意見の内容	—
3. 第三者点検【任意】	
①実施日	—
②方法	—
③結果	—

(別添2)変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成29年7月14日	I 基本情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の概要	2. 通知事務 納税義務者に対し固定資産税の税額通知を行う。また、賦課決定内容に変更が生じた際、納税義務者に変更内容を通知する。	2. 通知事務 納税義務者に対し固定資産税・都市計画税の税額通知を行う。また、賦課決定内容に変更が生じた際、納税義務者に変更内容を通知する。	事後	重要な変更には当たらないため。
平成29年7月14日	I 基本情報 2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム システム4 ③他のシステムとの接続	[] 情報提供ネットワークシステム [○] 庁内連携システム [] 住民基本台帳ネットワークシステム [○] 既存住民基本台帳システム [] 宛名システム等 [○] 税務システム [○] その他 （ 中間サーバー、既存各業務システム ）	[] 情報提供ネットワークシステム [] 庁内連携システム [] 住民基本台帳ネットワークシステム [○] 既存住民基本台帳システム [] 宛名システム等 [○] 税務システム [○] その他 （ 中間サーバー、既存各業務システム ）	事後	重要な変更には当たらないため。

平成29年7月14日	I 基本情報 2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム システム5 ②システムの機能	1. 符号管理機能 符号管理機能は情報照会、情報提供に用いる個人の識別子である「符号」と、情報保有機関内で個人を特定するために利用する「統一識別番号」とを紐付け、その情報を保管・管理する。 2. 情報照会機能 情報照会機能は、情報提供ネットワークシステムを介して、特定個人情報(連携対象)の情報照会及び情報提供受領(照会した情報の受領)を行う。 3. 情報提供機能 情報提供機能は、情報提供ネットワークシステムを介して、情報照会要求の受領及び当該特定個人情報(連携対象)の提供を行う。 4. 既存システム接続機能 中間サーバーと既存システム、団体内統合宛名システム及び住基システムとの間で情報照会内容、情報提供内容、特定個人情報(連携対象)、符号取得のための情報等について連携する。 5. 情報提供等記録管理機能 特定個人情報(連携対象)の照会、又は提供があった旨の情報提供等記録を生成し、管理する。 6. 情報提供データベース管理機能 特定個人情報(連携対象)を副本として、保持・管理する。 7. データ送受信機能 中間サーバーと情報提供ネットワークシステム(インターフェイスシステム)との間で情報照会、情報提供、符号取得のための情報等について連携する。	1. 符号管理機能 情報照会や情報提供の際に個人の識別子として用いる「符号」と自機関内で個人を特定するために利用する「統一識別番号」とを紐付け、その情報を保管・管理する。 2. 情報照会機能 情報提供ネットワークシステムを介して、他機関に対して情報提供の求めを発出するとともに、他機関から提供された情報を受領する。 3. 情報提供機能 情報提供ネットワークシステムを介して、他機関からの情報提供の求めを受領するとともに、他機関に対して提供する情報を発出する。 4. 既存システム接続機能 既存業務システム、団体内統合宛名システム、住基システムとの間で情報照会、情報提供、符号取得のための情報等について連携する。 5. 情報提供等記録管理機能 情報照会や情報提供があった旨の記録(=情報提供等記録)を生成し、管理する。 6. 情報提供データベース管理機能 特定個人情報(連携対象)を副本として、保持・管理する。 7. データ送受信機能 情報提供ネットワークシステム(インターフェイスシステム)との間で情報照会、情報提供、符号取得のための情報等について連携する。	事後	重要な変更には当たらないため。
平成29年7月14日	I 基本情報 2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム システム5 ②システムの機能	8. セキュリティ管理機能 暗号化／復号機能と、鍵情報及び照会許可用照会リスト情報を管理する。 9. 職員認証・権限管理機能 中間サーバーを利用する職員の認証と職員に付与された権限に基づいた各種機能や特定個人情報(連携対象)へのアクセス制御を行う。 10. システム管理機能 バッチの状況管理、業務統計情報の集計、稼働状態の通知、保管期限切れ情報の削除を行う。	8. セキュリティ管理機能 情報を暗号化(あるいは復号)する。鍵情報及び照会許可用照会リスト情報を管理する。 9. 職員認証・権限管理機能 中間サーバーを利用する職員の認証と職員に付与された権限に基づいた各種機能の制御、特定個人情報(連携対象)へのアクセス制御を行う。 10. システム管理機能 バッチの状況管理、業務統計情報の集計、稼働状態の通知、保管期限切れ情報の削除を行う。	事後	重要な変更には当たらないため。

平成29年7月14日	I 基本情報 2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム システム6 ③他のシステムとの接続	[] 情報提供ネットワークシステム [] 庁内連携システム [] 住民基本台帳ネットワークシステム [○] 既存住民基本台帳システム [○] 宛名システム等 [○] 税務システム [○] その他 （ 既存各業務システム ）	[] 情報提供ネットワークシステム [] 庁内連携システム [] 住民基本台帳ネットワークシステム [○] 既存住民基本台帳システム [] 宛名システム等 [○] 税務システム [○] その他 （ 既存各業務システム ）	事後	重要な変更には当たらないため。
平成29年7月14日	I 基本情報 5. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法) (平成25年5月31日法律第27号) ・第19条(特定個人情報の提供の制限) 第7号 ＜別表第2における情報照会の根拠＞ (第1欄(情報照会者)が「市町村長」の項のうち、 第2欄(事務)が「地方税法その他の地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく条例による地方税の賦課徴収に関する事務」となっているもの):27の項	【照会】 ・番号法別表第2の27の項(行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第20条) 【提供】 情報提供ネットワークシステムによる情報提供は実施しない。	事前	情報連携に係る変更であり、重要な変更にあたるため。
平成29年7月14日	I 基本情報 6. 評価実施機関における担当部署 ②所属長	近藤 一仁	資産税課長 近藤 一仁	事後	重要な変更には当たらないため。

平成29年7月14日	I 基本情報 4. 個人番号の利用 法令上の根拠	1. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法) (平成25年5月31日法律第27号) ・第9条(利用範囲) 第1項 別表第1(16項) 地方税法その他の地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく条令による地方税の賦課徴収、または、地方税に関する調査(犯則事件の調査を含む)に関する事務であつて主務省令(※)で定めるもの ※番号法別表第1の主務省令で定める事務を定める命令 第16条 2. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律(平成25年5月31日法律第28号)により地方税法、国税通則法、所得税法の一部が改正され、税務関係書類に個人番号の記載を求める措置が講じられている。 以上の法令上の根拠より、税務事務である固定資産税・都市計画税業務において個人番号を利用する。	・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」という。)別表第1の16の項(行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令第16条) ・同法第9条第2項及び同項の規定による枚方市個人情報利用及び特定個人情報の提供に関する条例第3条第1項に規定する別表第1の9の項(同条例施行規則第10条) ・同法第9条第2項及び同項の規定による同条例第3条第1項に規定する法別表第2の27の項(行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第20条) ・同法第9条第5項 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律(平成25年5月31日法律第28号)により地方税法、国税通則法、所得税法の一部が改正され、税務関係書類に個人番号の記載を求める措置が講じられている。 以上の法令上の根拠より、税務事務である固定資産税・都市計画税業務において個人番号を利用する。	事後	形式的な変更にあたるため。
平成29年7月14日	II 特定個人情報ファイルの概要 3. 特定個人情報の入手・使用 ④使用の主体 使用部署	財務部税務室 資産税課 市民安全部市民室(津田・香里ヶ丘・北部支所を含む)	財務部税務室 資産税課 市民安全部市民室(各支所を含む)	事後	重要な変更には当たらないため。

平成29年7月14日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 3. 特定個人情報の入手・使用 ⑤使用方法	1. 申告書受付事務 ・償却申告書に個人番号を出力し発送する。(プレ申告書の送付) ・納税義務者(代理人)より提出された償却申告書記載された個人番号を取得し、未登録の個人番号について内部識別番号である宛名番号と紐付ける。 2. 賦課決定事務、賦課更正事務 ・納税通知書に個人番号を記載する。 ・生活保護受給情報について情報提供ネットワークシステムを通じて照会を行い、固定資産税の減免判定を行う。 3. 固定資産税事務全般 ・本人確認を行う際に個人番号を使用する。	1. 申告書受付事務 ・償却申告書に個人番号を出力し発送する。(プレ申告書の送付) ・納税義務者(代理人)より提出された償却申告書記載された個人番号を取得し、未登録の個人番号について内部識別番号である宛名番号と紐付ける。 2. 賦課決定事務、賦課更正事務 ・納税通知書に個人番号を記載する。 ・生活保護受給情報について情報提供ネットワークシステムを通じて照会を行い、固定資産税の減免判定を行う。 3. 固定資産税事務全般 ・本人確認を行う際に個人番号を使用する。	事後	重要な変更には当たらないため。
平成29年7月14日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項1 ③委託先名	入札により業者選定	塚田印刷株式会社	事後	重要な変更には当たらないため。
平成29年7月14日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項2 ⑤再委託の許諾方法	再委託は原則として認めないが、予め書面により市長の許諾を得た場合は、この限りではない。	再委託の契約の内容を書面により提出させ、当該再委託の契約の内容が、委託契約により委託先に課された全ての義務を再委託先に課すものである場合に限り、再委託の許諾を行う。	事後	重要な変更には当たらないため。
平成29年7月14日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項3 ③委託先名	入札により業者選定	ムサシ・アイ・テクノ株式会社	事後	重要な変更には当たらないため。
平成29年7月14日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項4 ③委託先名	入札により業者選定	TIS株式会社	事後	重要な変更には当たらないため。

平成29年7月14日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転（委託に伴うものを除く。） 移転先1 ①法令上の根拠	番号法第9条第2項に基づく枚方市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例 第3条第2項(1) 8、16項	番号法第9条第2項及び同項の規定による枚方市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例第3条第1項に規定する別表第1の8、16の項(同条例施行規則第9条、17条)	事後	重要な変更には当たらないため。
平成29年7月14日	Ⅲ リスク対策 2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。) 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。) におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置	届出・申請内容や本人の住所、氏名、生年月日等が相違ないか、システムへの入力後、入力した職員とは別の職員が届出・申請内容とシステムの入力内容を照合し、確認を行う。	・届出・申請内容や本人の住所、氏名、生年月日等が相違ないか、システムへの入力後、入力した職員とは別の職員が届出・申請内容とシステムの入力内容を照合し、確認を行う。 ・端末のディスプレイを、来庁者から見えない位置に置き、応対に係る書類等の内容が、他の職員や来庁者の目に触れることを防止する。 ・提出を受けた後、システム入力等の処理を終えた申請書等の書類については、施錠可能な所定の保管場所に保管することにより、情報の漏えい、紛失を防止する。	事後	個人のプライバシー等の権利利益に影響を与え得る特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを明らかに軽減させる変更につながるため。
平成29年7月14日	Ⅲ リスク対策 3. 特定個人情報の使用 特定個人情報の使用におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置	その他、特定個人情報の使用にあたり、以下の措置を講じる。 ・スクリーンセーバ等を利用して、離席したときも情報を覗けないようにする。 ・端末のディスプレイを、来庁者から見えない位置に置く。	・端末のディスプレイを、来庁者から見えない位置に置き、応対に係る書類等の内容が、他の職員や来庁者の目に触れることを防止する。 ・端末機の画面を開けたまま、又は書類を机の上に広げたまま離席はせず、離席時には必ずログオフを行う。 ・税総合システムへのアクセスIDとパスワードを、情報取扱者ごとに付与することにより、権限のない職員による情報の取扱いを抑止する。 ・税総合システムで定期的にアクセスログを取得し、磁気ディスクに記録し、操作履歴を解析する。操作履歴の解析により不正な操作の疑いがある場合は、申請書等との整合性を確認する。 ・税総合システムから抽出するデータは、特定個人情報をダウンロードできない仕組みとなっている。	事後	個人のプライバシー等の権利利益に影響を与え得る特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを明らかに軽減させる変更につながるため。

平成29年7月14日	Ⅲ リスク対策 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託契約書中の特定個人情報ファイルの取扱いに関する規定規定の内容	個人情報保護に関する覚書 ・条例等の遵守、秘密の保持、本市の個人情報に係る管理規定に基づく個人情報の管理等、目的外使用等の禁止、複写の禁止、提供資料の返還または廃棄、枚方市の検査への応諾義務、事故報告義務、再委託の禁止、解除事由への該当性の認定 個人情報に係る管理規定 ・作業責任者等の設置等、個人情報の保護に関する誓約書の提出、システム導入等の作業場所におけるの遵守事項、個人情報の管理、サーバ室での作業におけるの遵守事項、個人情報の受渡しに係る記録、緊急時対応計画の策定	委託先との間で、以下の事項を委託先に義務付ける「特定個人情報保護に関する覚書」を交換する。 ・番号法等の関係法令の遵守・秘密の保持・取扱区域外への情報持ち出しの禁止・目的外利用の禁止・複製の禁止・情報の返却、消去、廃棄・従業員の特定・従業員への監督及び教育・市の検査、報告の求めへの応諾・漏えい等事案に係る損害の賠償・再委託の条件・再委託先に対する監督とその履行状況の報告・その他枚方市特定個人情報の安全管理に関する規定に基づき職員が実施する措置に準じた措置の実施・覚書に違反する行為の契約解除事由への該当	事後	個人のプライバシー等の権利利益に影響を与え得る特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを明らかに軽減させる変更にあたるため。
平成29年7月14日	Ⅲ リスク対策 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 再委託先による特定個人情報ファイルの適切な取扱いの担保具体的な方法	許諾のない再委託は禁止する。許諾する場合、通常の委託先と同様のルールで行うことを求める。	再委託の契約の内容を書面により提出させ、当該再委託の契約の内容が、委託契約により委託先に課された全ての義務を再委託先に課するものである場合に限り、再委託の許諾を行う。	事後	個人のプライバシー等の権利利益に影響を与え得る特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを明らかに軽減させる変更にあたるため。
平成29年7月14日	Ⅲ リスク対策 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 特定個人情報ファイルの取扱いの委託におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置	業者の選定について、ISMSやプライバシーマークなど、情報セキュリティまたは個人情報保護に関する第三者認証を取得していることを条件としている。	業務委託契約により、枚方市が規定する関係法令の遵守と特定個人情報保護に関する覚書の締結及び誓約書の提出を資格要件とする。	事後	個人のプライバシー等の権利利益に影響を与え得る特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを明らかに軽減させる変更にあたるため。

平成29年7月14日	Ⅲ リスク対策 9. 従業者に対する教育・啓発 従業者に対する教育・啓発 具体的な方法	<枚方市における措置> ・職員に対しては、情報セキュリティと個人情報保護に関する研修を行う。 ・委託業者に対しては、個人情報保護に関する覚書を交わし、個人情報保護に関する教育を適宜実施することを義務付ける。 <中間サーバー・プラットフォームにおける措置> ①中間サーバー・プラットフォームの運用に携わる職員及び事業者に対し、セキュリティ研修等を実施することとしている。 ②中間サーバー・プラットフォームの業務に就く場合は、運用規則等について研修を行うこととしている。	<枚方市における措置> ・職員に対しては、情報セキュリティと個人情報保護に関する研修を行う。 ・委託業者に対しては、特定個人情報保護に関する覚書を交わし、個人情報保護に関する教育を適宜実施することを義務付ける。 <中間サーバー・プラットフォームにおける措置> ①中間サーバー・プラットフォームの運用に携わる職員及び事業者に対し、セキュリティ研修等を実施することとしている。 ②中間サーバー・プラットフォームの業務に就く場合は、運用規則等について研修を行うこととしている。	事後	形式的な変更に当たるため。
平成29年7月14日	Ⅴ 評価実施手続 1. 基礎項目評価 ①実施日	2016/1/1	2017/7/14	事後	重要な変更には当たらないため。
平成29年7月14日	Ⅲ リスク対策 6. 情報提供 ネットワークシステムとの接続 リスク1: 目的外の入手が行われるリスク リスクに対する措置の内容	(※2) 番号法別表第二及び第19条第14号に基づき、事務手続きごとに情報照会者、情報提供者、照会・提供可能な特定個人情報をリスト化したもの。	(※2) 番号法第19条第7号及び第8号に基づき、事務手続きごとに情報照会者、情報提供者、照会・提供可能な特定個人情報をリスト化したもの。	事後	表記の修正であり、重要な変更には当たらないため

平成31年3月29日	I 基本情報 2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム3 ②システムの機能	<評価支援システム> 1. 土地・家屋評価データ取得(税務システム連携用データ) 基幹システムの土地・家屋情報データを属性情報の一部として取り込む。 2. 検索、情報照会 属性情報を基に検索し、地図を表示する。属性情報を参照する。各種レイヤを地図上に表示する。 3. 評価関連機能 属性情報、登記情報、航空写真、他課より取得したデータ等からレイヤを作成し、評価の参考とする。 4. 画地計測機能 地図上に表示したレイヤを基に各種計測を行う。 5. データファイリング機能 PDF化した書類や現場写真等をファイリングする。 <路線価算定システム> 1. ・路線の付設 新規路線の付設、既存路線の修正を行う。 2. 路線データ作成(税務システム連携用データ) 「1. 路線の付設」データを基幹システム用に作成する。 3. シミュレーション機能 評価替えに向け、様々な観点からシミュレーションを行う。	<評価支援システム> 1. 土地・家屋評価データ取得(税務システム連携用データ) 基幹システムの土地・家屋情報データを属性情報の一部として取り込む。 2. 検索、情報照会 属性情報を基に検索し、地図を表示する。属性情報を参照する。各種レイヤを地図上に表示する。 3. 評価関連機能 属性情報、登記情報、航空写真、他課より取得したデータ等からレイヤを作成し、評価の参考とする。 4. 画地計測機能 地図上に表示したレイヤを基に各種計測を行う。 5. データファイリング機能 PDF化した書類や現場写真等をファイリングする。 <路線価算定システム> 1. ・路線の付設 新規路線の付設、既存路線の修正を行う。 2. 路線データ作成(税務システム連携用データ) 「1. 路線の付設」データを基幹システム用に作成する。 3. シミュレーション機能 評価替えに向け、様々な観点からシミュレーションを行う。	事後	重要な変更には当たらないため。
平成31年3月29日	I 基本情報 6. 評価実施機関における担当部署	②所属長 資産税課長 近藤 一仁	②所属長の役職名 資産税課長	事後	重要な変更には当たらないため。
平成31年3月29日	II 特定個人情報ファイルの概要 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託の有無	[委託する] (4)件	[委託する] (2)件	事後	個人のプライバシー等の権利利益に影響を与え得る特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを明らかに軽減させる変更に当たるため。

平成31年3月29日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項1	委託事項1「納税通知書の印刷、封入封緘業務」の記載事項		事後	個人のプライバシー等の権利利益に影響を与え得る特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを明らかに軽減させる変更にあたるため。特定個人情報ファイルの取扱いを委託していないので、委託事項1「納税通知書の印刷、封入封緘業務」の記載を削除。
平成31年3月29日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項3	委託事項3「償却データ入力業務」の記載事項		事後	個人のプライバシー等の権利利益に影響を与え得る特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを明らかに軽減させる変更にあたるため。特定個人情報ファイルの取扱いを委託していないので、委託事項3「償却データ入力業務」の記載を削除。
平成31年3月29日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項1		委託事項2「税務システム全般のシステム運用・保守業務」の記載事項	事後	形式的な変更にあたるため。委託事項1に委託事項2「税務システム全般のシステム運用・保守業務」の記載事項を転記し、委託事項2の記載事項を削除。
平成31年3月29日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項2		委託事項4「地方税電子申告支援サービス提供業務」の記載事項	事後	形式的な変更にあたるため。委託事項2に委託事項4「地方税電子申告支援サービス提供業務」の記載事項を転記し、委託事項4の記載事項を削除。
平成31年3月29日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項2 ③委託先名	TIS株式会社	株式会社TKC	事後	重要な変更には当たらないため。

平成31年3月29日	Ⅲ リスク対策 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託契約書中の特定個人情報ファイルの取扱いに関する規定規定の内容	委託先との間で、以下の事項を委託先に義務付ける「特定個人情報保護に関する覚書」を交換する。 ・番号法等の関係法令の遵守・秘密の保持・取扱区域外への情報持ち出しの禁止・目的外利用の禁止・複製の禁止・情報の返却、消去、廃棄・従業員の特定・従業員への監督及び教育・市の検査、報告の求めへの応諾・漏えい等事案に係る損害の賠償・再委託の条件・再委託先に対する監督とその履行状況の報告・その他枚方市特定個人情報の安全管理に関する規定に基づき職員が実施する措置に準じた措置の実施・覚書に違反する行為の契約解除事由への該当	委託先に対し、以下の事項を義務付ける「個人情報保護に関する特記仕様書」を提示する。 ・番号法等の関係法令の遵守・秘密の保持・取扱区域外への情報持ち出しの禁止・目的外利用の禁止・複製の禁止・情報の返却、消去、廃棄・従業員の特定・従業員への監督及び教育・市の検査、報告の求めへの応諾・漏えい等事案に係る損害の賠償・再委託の条件・再委託先に対する監督とその履行状況の報告・その他枚方市保有個人情報安全管理規程に基づき職員が実施する措置に準じた措置の実施・特記仕様書に違反する行為の契約解除事由への該当	事後	形式的な変更にあたるため。
平成31年3月29日	Ⅲ リスク対策 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 特定個人情報ファイルの取扱いの委託におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置	業務委託契約により、枚方市が規定する関係法令の遵守と特定個人情報保護に関する覚書の締結及び誓約書の提出を資格要件とする。	業務委託契約により、枚方市が規定する関係法令の遵守と個人情報保護に関する特記仕様書の遵守及び誓約書の提出を資格要件とする。	事後	形式的な変更にあたるため。
平成31年3月29日	Ⅲ リスク対策 7. 特定個人情報の保管・消去 特定個人情報の保管・消去におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置 1. 物理対策	＜枚方市における措置＞ ・サーバーの盗難を防ぐために、施錠ができる場所等に保管し、施錠をしている。また、設置場所への入退室は磁気カードにより記録している。 ・停電(落雷等)によるデータの消失を防ぐために、サーバーに無停電電源装置等を付設している。 ・火災によるデータ消失を防ぐために、施設内に消火設備を完備している。 ＜中間サーバー・プラットフォームにおける措置＞ ・中間サーバー・プラットフォームをデータセンターに構築し、設置場所への入退室者管理、有人監視及び施錠管理をすることとしている。また、設置場所はデータセンター内の専用の領域とし、他テナントとの混在によるリスクを回避する。	＜枚方市における措置＞ ・サーバーの盗難を防ぐために、施錠ができる場所等に保管し、施錠をしている。また、設置場所への入退室は磁気カードにより記録している。 ・停電(落雷等)によるデータの消失を防ぐために、サーバーに無停電電源装置等を付設している。 ・火災によるデータ消失を防ぐために、施設内に消火設備を完備している。 ＜中間サーバー・プラットフォームにおける措置＞ ・中間サーバー・プラットフォームをデータセンターに構築し、設置場所への入退室者管理、有人監視及び施錠管理をすることとしている。また、設置場所はデータセンター内の専用の領域とし、他テナントとの混在によるリスクを回避する。	事後	形式的な変更にあたるため。

平成31年3月29日	Ⅲ リスク対策 9. 従業者に対する教育・啓発 従業者に対する教育・啓発 具体的な方法	＜枚方市における措置＞ ・職員に対しては、情報セキュリティと個人情報保護に関する研修を行う。 ・委託業者に対しては、特定個人情報保護に関する覚書を交わし、個人情報保護に関する教育を適宜実施することを義務付ける。 ＜中間サーバー・プラットフォームにおける措置＞ ①中間サーバー・プラットフォームの運用に携わる職員及び事業者に対し、セキュリティ研修等を実施することとしている。 ②中間サーバー・プラットフォームの業務に就く場合は、運用規則等について研修を行うこととしている。	＜枚方市における措置＞ ・職員に対しては、情報セキュリティと個人情報保護に関する研修を行う。 ・委託業者に対しては、個人情報保護に関する特記仕様書を提示し、個人情報保護に関する教育を適宜実施することを義務付ける。 ＜中間サーバー・プラットフォームにおける措置＞ ①中間サーバー・プラットフォームの運用に携わる職員及び事業者に対し、セキュリティ研修等を実施することとしている。 ②中間サーバー・プラットフォームの業務に就く場合は、運用規則等について研修を行うこととしている。	事後	形式的な変更にあたるため。
平成31年3月29日	Ⅳ 開示請求、問合せ 1. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求 ②請求方法	枚方市特定個人情報保護条例に基づき、自己情報の開示等請求を受け付ける。	枚方市個人情報保護条例に基づき、保有個人情報の開示等請求を受け付ける。	事後	重要な変更には当たらないため。
令和4年10月18日	Ⅰ 基本情報 4. 個人番号の利用 法令上の根拠	・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（以下「番号法」という。）別表第1の16の項（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令第16条） ・同法第9条第2項及び同項の規定による枚方市個人情報の利用及び特定個人情報の提供に関する条例第3条第1項に規定する別表第1の9の項（同条例施行規則第10条） ・同法第9条第2項及び同項の規定による同条例第3条第1項に規定する法別表第2の27の項（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第20条） ・同法第9条第5項 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成25年5月31日法律第28号）により地方税法、国税通則法、所得税法の一部が改正され、税務関係書類に個人番号の記載を求める措置が講じられている。	・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（以下「番号法」という。）別表第1の16の項 ・同法第9条第2項及び同項の規定による枚方市個人情報の利用及び特定個人情報の提供に関する条例第3条第1項に規定する別表第1の9の項（同条例施行規則第10条） ・同法第9条第2項及び同項の規定による同条例第3条第1項に規定する法別表第2の27の項 ・同法第9条第5項 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成25年5月31日法律第28号）により地方税法、国税通則法、所得税法の一部が改正され、税務関係書類に個人番号の記載を求める措置が講じられている。	事後	

令和4年10月18日	I 基本情報 5. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	【照会】 ・番号法別表第2の27の項(行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第20条) 【提供】 情報提供ネットワークシステムによる情報提供は実施しない。	【照会】 ・番号法別表第2の27の項 【提供】 情報提供ネットワークシステムによる情報提供は実施しない。	事後	
令和4年10月18日	I 基本情報 6. 評価実施機関における担当部署 ①部署	枚方市役所 財務部 税務室 資産税課	枚方市 市民生活部 税務室 資産税課	事後	
令和4年10月18日	II 特定個人情報ファイルの概要 2. 基本情報 ⑥事務担当部署	枚方市役所 財務部 税務室 資産税課	枚方市 市民生活部 税務室 資産税課	事後	
令和4年10月18日	II 特定個人情報ファイルの概要 3. 特定個人情報の入手・使用 ①入手元 評価実施機関内の他部署	生活福祉室	健康福祉部福祉事務所生活福祉課	事後	
令和4年10月18日	II 特定個人情報ファイルの概要 3. 特定個人情報の入手・使用 ④使用の主体 使用部署	財務部税務室 資産税課 市民安全部市民室(各支所を含む)	市民生活部税務室 資産税課 市民生活部市民室 地域サービス課(各支所を含む)	事後	
令和4年10月18日	II 特定個人情報ファイルの概要 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項2 ③委託先名	株式会社TKC	TIS株式会社	事後	
令和4年10月18日	II 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転 (委託に伴うものを除く。) 移転先1	生活福祉室	健康福祉部 福祉事務所 生活福祉課	事後	

令和4年10月18日	Ⅲ リスク対策 6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 リスクに対する措置の内容	<枚方市における措置> 番号法等の規定に基づき認められている範囲内においてのみ特定個人情報の照会を行う。 <中間サーバー・プラットフォームにおける措置> ①情報照会機能(※1)により、情報提供ネットワークシステムに情報照会を行う際には、情報提供許可証の発行と照会内容の照会許可照合リスト(※2)との照合を情報提供ネットワークシステムに求め、情報提供ネットワークシステムから情報提供許可証を受領してから情報照会を実施することになる。つまり、番号法上認められた情報連携以外の照会を拒否する機能を備えており、目的外提供やセキュリティリスクに対応している。 ②中間サーバーの職員認証・権限管理機能(※3)では、ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑止する仕組みになっている。 (※1)情報提供ネットワークシステムを使用した特定個人情報の照会、及び照会した情報の受領を行う機能。 (※2)番号法第19条第7号及び第8号に基づき、事務手続きごとに情報照会者、情報提供者、照会・提供可能な特定個人情報をリスト化したもの。 (※3)中間サーバーを利用する職員の認証と職員に付与された権限に基づいた各種機能や特定個人情報へのアクセス制御を行う機能。	<枚方市における措置> 番号法等の規定に基づき認められている範囲内においてのみ特定個人情報の照会を行う。 <中間サーバー・プラットフォームにおける措置> ①情報照会機能(※1)により、情報提供ネットワークシステムに情報照会を行う際には、情報提供許可証の発行と照会内容の照会許可照合リスト(※2)との照合を情報提供ネットワークシステムに求め、情報提供ネットワークシステムから情報提供許可証を受領してから情報照会を実施することになる。つまり、番号法上認められた情報連携以外の照会を拒否する機能を備えており、目的外提供やセキュリティリスクに対応している。 ②中間サーバーの職員認証・権限管理機能(※3)では、ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑止する仕組みになっている。 (※1)情報提供ネットワークシステムを使用した特定個人情報の照会、及び照会した情報の受領を行う機能。 (※2)番号法第19条第8号及び第9号に基づき、事務手続きごとに情報照会者、情報提供者、照会・提供可能な特定個人情報をリスト化したもの。 (※3)中間サーバーを利用する職員の認証と職員に付与された権限に基づいた各種機能や特定個人情報へのアクセス制御を行う機能。	事後	
-------------------	---	---	---	-----------	--

令和4年10月18日	Ⅲ リスク対策 7. 特定個人情報の保管・消去 特定個人情報の保管・消去におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置	2. 技術的対策 ＜枚方市における措置＞ ・ネットワークを通じて悪意の第三者が侵入しないよう、ファイアウォール・不正侵入防止装置 (IPS) を設置している。 ・インターネットとつながらないようにネットワークをファイアウォールで切断している。 ・コンピュータウイルス対策ソフトウェアを導入しており、パターンファイルも最新版が適用されるよう管理している。 ・OSには必要に応じてパッチ適用を実施している。 ＜中間サーバー・プラットフォームにおける措置＞ ①中間サーバー・プラットフォームでは、UTM(コンピュータウイルスやハッキングなどの脅威からネットワークを効率的かつ包括的に保護する装置)等を導入し、アクセス制限、侵入検知及び侵入防止を行うとともに、ログの解析を行う。 ②中間サーバー・プラットフォームでは、ウイルス対策ソフトを導入し、パターンファイルの更新を行う。 ③導入しているOS及びミドルウェアについて、必要に応じてセキュリティパッチの適用を行う。	2. 技術的対策 ＜枚方市における措置＞ ・ネットワークを通じて悪意の第三者が侵入しないよう、ファイアウォール・不正侵入防止装置 (IPS) を設置している。 ・インターネットとつながらないようにネットワークを分けている。 ・コンピュータウイルス対策ソフトウェアを導入しており、パターンファイルも最新版が適用されるよう管理している。 ・OSには必要に応じてパッチ適用を実施している。 ＜中間サーバー・プラットフォームにおける措置＞ ①中間サーバー・プラットフォームでは、UTM(コンピュータウイルスやハッキングなどの脅威からネットワークを効率的かつ包括的に保護する装置)等を導入し、アクセス制限、侵入検知及び侵入防止を行うとともに、ログの解析を行う。 ②中間サーバー・プラットフォームでは、ウイルス対策ソフトを導入し、パターンファイルの更新を行う。 ③導入しているOS及びミドルウェアについて、必要に応じてセキュリティパッチの適用を行う。	事後	
令和4年10月18日	Ⅳ 開示請求、問合せ 1. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求 ①請求先	郵便番号573-8666 大阪府枚方市大垣内町二丁目1番20号 枚方市役所 総務部 コンプライアンス推進課	郵便番号573-8666 大阪府枚方市大垣内町2丁目1番20号 枚方市 総務部 コンプライアンス推進課072-841-1294	事後	
令和4年10月18日	Ⅳ 開示請求、問合せ 2. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ ①連絡先	郵便番号573-8666 大阪府枚方市大垣内町二丁目1番20号 枚方市役所 財務部 税務室 資産税課	郵便番号573-8666 大阪府枚方市大垣内町2丁目1番20号 枚方市 市民生活部 税務室 資産税課 072-841-1361	事後	

令和7年9月10日	I 基本情報 4. 個人番号の利用 法令上の根拠	・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（以下「番号法」という。）別表第1の16の項 ・同法第9条第2項及び同項の規定による枚方市個人情報利用及び特定個人情報の提供に関する条例第3条第1項に規定する別表第1の9の項（同条例施行規則第10条） ・同法第9条第2項及び同項の規定による同条例第3条第1項に規定する法別表第2の27の項 ・同法第9条第5項 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成25年5月31日法律第28号）により地方税法、国税通則法、所得税法の一部が改正され、税務関係書類に個人番号の記載を求める措置が講じられている。 以上の法令上の根拠より、税務事務である固定資産税・都市計画税業務において個人番号を利用する。	・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（以下「番号法」という。）別表第24の項 ・番号法第9条第2項及び同項の規定による枚方市個人情報利用及び特定個人情報の提供に関する条例第3条第1項に規定する別表第1の9の項 ・番号法第9条第2項及び同項の規定による同条例第3条第1項に規定する番号法第19条第8号第2条の表48の項 ・番号法第9条第5項 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成25年5月31日法律第28号）により地方税法、国税通則法、所得税法の一部が改正され、税務関係書類に個人番号の記載を求める措置が講じられている。 以上の法令上の根拠より、税務事務である固定資産税・都市計画税業務において個人番号を利用する。	事後	重要な変更には当たらない
令和7年9月10日	I 基本情報 5. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	【照会】 ・番号法別表第2の27の項 【提供】 情報提供ネットワークシステムによる情報提供は実施しない。	【照会】 ・番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表48の項 【提供】 情報提供ネットワークシステムによる情報提供は実施しない。	事後	重要な変更には当たらない
令和7年9月10日	I 基本情報 6. 評価実施機関における担当部署 ①部署	枚方市 市民生活部 税務室 資産税課	枚方市 市民生活部 資産税課	事後	重要な変更には当たらない
令和7年9月10日	II 特定個人情報ファイルの概要 2. 基本情報 ⑥事務担当部署	枚方市 市民生活部 税務室 資産税課	枚方市 市民生活部 資産税課	事後	重要な変更には当たらない
令和7年9月10日	II 特定個人情報ファイルの概要 3. 特定個人情報の入手・使用 ④使用の主体 使用部署	市民生活部税務室 資産税課 市民生活部市民室 地域サービス課（各支所を含む）	市民生活部 資産税課 市民生活部 市民課、市民生活政策課（各支所を含む）	事後	重要な変更には当たらない

令和7年9月10日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転 (委託に伴うものを除く。) 移転先1②法令上の根拠	番号法第9条第2項及び同項の規定による枚方市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例第3条第1項に規定する別表第1の8、16の項(同条例施行規則第9条、17条)	番号法第9条第2項及び同項の規定による枚方市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例第3条第1項に規定する別表第1の8、16、21の項	事後	重要な変更には当たらない
令和7年9月10日	Ⅳ 開示請求、問合せ 1. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求 ①請求先	枚方市個人情報保護条例に基づき、保有個人情報の開示等請求を受け付ける。	個人情報の保護に関する法律に基づき、保有個人情報の開示等請求を受け付ける。	事後	重要な変更には当たらない